

1. 取得免許状の種類

1) 教育職員免許状について

教職に就く、つまり幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員になるためには、免許状の取得が必要です。法律ではこの免許状を「教育職員免許状」と呼びます。

2) 昭和音楽大学音楽専攻科で取得できる教育職員免許状

中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状（音楽）免許状

教育職員免許状にはいくつもの種類がありますが、そのうち本学で取得できるものは、中学校及び高等学校の教員になるための免許状です。

— 教職課程を履修可能な専攻一覧 — ×の専攻は履修できません

昭和音楽大学 音楽専攻科

学科等	学科申請	専攻名	専攻申請
器楽専攻	○	ピアノ	○
		弦・管・打楽器	○
		オルガン	×
		電子オルガン	×
声楽専攻	○	声楽	○

2. 専修免許状を取得するには

専修免許状とは、中学校及び高等学校一種免許状を取得済みで、修士の学位を有すること（大学院）又は、大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学する（音楽専攻科）学生が、本学で指定した専修免許状に必要な科目を単位修得することにより、申請取得できる免許状です。専修免許状を取得するためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。

1. 専修免許状を取得するためには、取得したい専修免許状と同一教科且つ同一学校種別の一種免許状を取得していること。
2. 修士の学位を有すること。（大学院修士課程に1年以上在学し、所属する専攻に開設されている科目を30単位以上修得した場合も基礎資格を有すると認められます）又は、※大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学していること。
※本学では音楽専攻科生が該当します
3. 次頁以降に専攻毎に記載している専修免許取得にともなう課程認定科目を24単位以上修得すること。（専攻別に表記している課程認定科目は、所属する各専攻に開設されている科目であり、修了単位に含まれます）

<器楽専攻>

音楽専攻科で、中学校教諭専修免許状（音楽）、高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得したい場合は、以下の○の中から24単位以上を取得しなければならない。

電子オルガン、オルガンは教育職員免許状の取得はできません

※がついている科目は半期科目です

器楽専攻	教職	ピアノ		備考	教職	弦管打		備考
		科目名	単位			科目名	単位	
必修	○	器楽実習（ピアノ）	9		×	器楽実習（弦・管・打）	9	
	○	楽曲分析	4		×	合奏	4	
選択	○	アンサンブル特殊研究	2	★専修免許取得希望者のみ履修可能	○	楽曲分析	4	専修免許取得希望者のみ履修可能
	○	ピアノ指導法	4		×	室内楽演習	2	
	○	歌曲研究Ⅰ	4		×	合奏Ⅲ	2	
	○	歌曲研究Ⅱ	4		○	ピアノⅡ	3	
	○	歌曲研究Ⅲ	4		○	詩と音楽Ⅰ	2※	
	○	詩と音楽Ⅰ	2※		○	詩と音楽Ⅱ	2※	
	○	詩と音楽Ⅱ	2※		×	演奏解釈法	4	
	×	演奏解釈法	4		○	西洋音楽史特論	4	
	○	西洋音楽史特論	4		○	即興演奏	2	
	○	即興演奏	2		×	ヨーロッパ芸術と社会	3	
	×	ヨーロッパ社会と芸術	3		○	声乐Ⅱ	3	
	×	合奏Ⅳ	2		○	音楽指導論講義	2	
	○	声乐Ⅱ	3★		○	作品研究講義Ⅰ	2	
	○				○	作品研究講義Ⅱ	2	
○			○	作品研究講義Ⅲ	2			
○			○	作品研究講義Ⅳ	2			
○のうち24単位以上選択必修				○のうち24単位以上選択必修				

<声乐専攻>

以下の○の中から24単位以上を取得しなければならない。

※がついている科目は半期科目です

声乐専攻	教職	声乐		備考
		科目名	単位	
必修	○	声乐実習	6	
	○	歌曲研究Ⅰ	4	
	○	歌曲研究Ⅱ	4	
	○	歌曲研究Ⅲ	4	
	○	楽曲分析	4	
選択	○	ピアノⅡ	3	
	○	詩と音楽Ⅰ	2※	
	○	詩と音楽Ⅱ	2※	
	○	西洋音楽史特論	4	
	○	即興演奏	2	
	×	ヨーロッパ社会と芸術	3	
○のうち24単位以上選択必修				